

## 【11月17日更新】4～6を追加しました。

### 1 等級指定型一般競争入札の申請手続きについて

#### (1) 申請スケジュール等の変更について

9月から入札参加資格確認申請書の提出期限を下記のとおり変更します。

従来よりも申請期間が短くなりますので、ご注意くださいませうお願いします。

また、併せて入札参加資格確認通知書の送信期限も変更しますので、ご確認ください。

	変更前	変更後
申請書の提出期限	入札日の2日前の正午	入札日（電子入札の場合は開札日）の5日前の正午
確認通知書の送信期限	申請書を提出した日の翌日の午後3時まで	入札日（電子入札の場合は開札日）の4日前の午後5時まで

#### (2) 電子入札案件における入札参加資格確認申請書の様式変更について

9月より案件を抽出して電子入札システムを利用して入札を執行します。

電子入札システム案件においては、従来の電子メールによる申請書の送付ではなく、電子入札システムにより申請書を提出していただくこととなりますが、電子入札案件に限り、入札参加資格確認申請書の様式を変更します。

様式は藤枝市ホームページ入札・契約・工事検査—入札公告—等級指定型入札一般競争入札に関連する様式からダウンロードしてください。

※紙入札方式で執行する案件については、従来どおりの様式を電子メールで送信してください。

### 2 電子入札案件における発注者の表示について

電子入札システムの構成上、藤枝市水道事業管理者や土地区画整理組合等の発注工事において、システムにより表示・送信される各種通知書や受付票には、

藤枝市 藤枝市水道事業管理者  
藤枝市長 北村 正平

または

藤枝市 藤枝市〇〇土地区画整理組合  
理事長 □□ □□

上記のとおり、必ず『藤枝市』が並列して表示されますが、あくまでも発注者は波下線部です。  
(入札公告または入札説明書に記載のとおり)

工事費内訳書の宛名は波下線部のみを記載していただきますようお願い申し上げます。

なお、等級指定型一般競争入札における入札参加資格確認申請書の宛名は従来どおり、発注者を問わず、すべて藤枝市長宛となります。

### 3 電子入札案件における添付書類のファイル名について

電子入札システムを利用して執行する案件については、入札参加資格確認申請書や工事費内訳書をワードやエクセル等のデータファイルで提出していただくこととなります。

その際のファイル名について、入札参加資格確認申請書と工事費内訳書を区別するため、お手数ですが、以下のとおりご協力お願いいたします。

区分	ファイル名	例
入札参加資格確認申請書	「商号及び名称」「入札番号」「申請書」	(株)〇〇建設123 申請書
工事費内訳書	「商号及び名称」「入札番号」「内訳書」	(株)〇〇建設123 内訳書

### 4 再度入札の受付時間について【追加】

電子入札案件で、第1回目の入札で落札しない場合の再度入札の受付時間について、落札者の決定を迅速に行いたいため、今後は次のとおり運用しますのでよろしくお願い致します。

**再度入札の締切り時間 当日の午後2時**

電子入札案件は、原則午前中に開札を行い、遅くとも正午までには落札者決定通知書又は再入札通知書を送信しますので、再入札通知書が送られてきた場合は、上記時間までに再度入札をしていただくようお願いします。

なお、再入札通知書には案件ごとに入札受付時間を記載しますので必ず確認してください。

### 5 契約関係書類の交付時間について【追加】

電子入札案件を落札した場合には、当日の午後3時から午後5時の間に契約関係書類を契約検査課へ取りきてください。なお、午後3時にお渡しできないときには、事前に電話で連絡をしますのでその時刻以降に取りに来ていただくようお願いします。

### 6 詳細な積算資料の提示について【追加】

工事の案件については、提出した工事費内訳書の基礎となった詳細な積算資料について、抽出により入札会場で提示していただいておりますが、電子入札案件についても、同様に積算資料の提示をお願いすることがあります。この場合、開札終了後、電話で連絡しますので、提示を求められた場合は速やかに契約検査課まで資料を持参してください。